

小平市電力の調達に係る環境配慮方針

平成23年11月11日 制定

改正 平成26年10月17日 平成27年11月25日 平成28年11月4日
平成29年10月13日 平成30年11月13日 令和元年10月30日
令和2年8月11日 令和3年8月18日 令和4年8月8日
令和5年10月12日 令和6年10月3日 令和7年9月29日

(目的)

第1 この方針は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、法第11条第1項に定める方針として、小平市（以下「市」という。）が行う電力調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達を行うために必要な事項を定め、もって市における温室効果ガス等の排出の削減を推進することを目的とする。

(定義)

第2 この方針において「環境に配慮した電力調達」とは、市が行う電力を調達するための契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境への配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価した上で実施する電力調達をいう。

(対象機関)

第3 この方針は、市の全ての機関が競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4 この方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギー活用状況
- ウ 再生可能エネルギー導入状況

(入札参加資格)

第5 市が行う環境に配慮した電力調達契約に係る競争入札の入札参加資格は、第4の環境評価項目について、別表に定める小平市環境に配慮した電力調達契約環境評価基準（以下「評価基準」という。）により算定した評価点の合計が70点以上であることとする。

(評価)

第6 市が行う環境に配慮した電力調達契約に係る競争入札に参加を希望する小売電気事業者は、第4の環境評価項目について別表に定める評価基準により評価点を算定し、小平市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、同一年度中に既に報告をしている小売電気事業者にあつては、記載内容に変更がない場合に限り、これを省略することができる。

(方針の見直し)

第7 この方針は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した電力調達契約の推進に資するよう、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

(庶務)

第8 この方針に関する庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(委任)

第9 この方針に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が定める。

別表（第5、第6関係）

小平市環境に配慮した電力調達契約環境評価基準

基本項目	区分	評価点
前年度1kWh当たりの調整後 二酸化炭素排出係数※1 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.520未満	40
	0.520以上	0
前年度の未利用エネルギー活用状況 ※2	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
前年度の再生可能エネルギー導入状況※3	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0

※1 1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数とは、小売電気事業者の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は各小売電気事業者がその環境報告書等で公表したもの）をいう。

(1) 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。

(2) 温対法に基づき前年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した前年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。

※2 前年度の未利用エネルギー活用状況とは、前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値をいう。なお、未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

(1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による

燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力を熱量により按分する。

- (2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(算定方式)

前年度の未利用エネルギー活用状況(%) = (前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh) ÷ 前年度の供給電力量(需要端)(kWh)) × 100

「未利用エネルギー」とは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入にかかわる活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用部分については、含まない。)をいう。

① 工場等の廃熱または排圧

② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(再エネ特措法)」で定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)

- (3) 高炉ガス又は副生ガス

※3 前年度の再生可能エネルギー導入状況とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値(単位はすべてkWh)をいう。ただし、算出に用いる数値は前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

(1) 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量(送電端(kWh))

(2) グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)の量(kWh)

(3) J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)

(4) 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)

(5) 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量(kWh)

(算定方式)

前年度の再生可能エネルギー導入状況(%) = ((1) + (2) + (3) + (4) + (5)) ÷ 前年度の供給電力量(需要端) × 100

（注）４月１日から１２月３１日までの電力調達契約の入札の場合にあっては、別表中「前年度」とあるのは「前々年度」と、「前々年度」とあるのは「前々々年度」と、「当該年度」とあるのは「前年度」と読み替えるものとする。

様式第 1 号（第 6 関係）

年 月 日

小平市長 殿

所 在 地

名 称

代表者名

㊞

小平市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書

小平市が行う電力調達契約の入札に参加したいので、小平市環境に配慮した電力調達契約環境評価基準により算定した評価点等について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

項目	数値等	評価点
前年度の 1 k W h 当たりの調整後二酸化炭素排出係数 (単位：k g - C O ₂ / k W h)		
前年度の未利用エネルギー活用状況		
前年度の再生可能エネルギー導入状況		
合計		

(注)

- 1 「数値等」及び「評価点」には、別表により算出した値を記載すること。
- 2 「数値等」の算出根拠となる書類を添付すること。
- 3 4 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの電力調達契約の入札の場合は、この様式中「前年度」とあるのは「前々年度」と読み替えるものとする